

審議会等への女性の参画推進要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、島根県附属機関等の設置及び構成員の選任等に関する条例(平成15年3月島根県条例第42号)第3条の規定に基づき、政策形成の場へ女性の意見を反映させるため、審議会等への女性の参画を促進することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「審議会等」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関及び要綱等により設置された懇話会、協議会等をいう。

(目標)

第3条 別表に掲げる部局等の長(以下「部長等」という。)は、所管する審議会等の女性の委員の比率を50パーセントとするよう努めるものとし、一の審議会等の女性の委員の比率は40パーセントを下らないようにするものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するものとして、女性活躍推進統括監がやむをえないと認めた審議会等については、この限りではない。

- (1) 構成員のうち、法令又は条例(以下「法令等」という。)で充て職になっている者が相当数を占め、県の裁量で任用できる余地が著しく限定されている場合
- (2) 法令等により構成員に資格が定められており、当該資格のある女性の数が著しく少ないことその他極めて特別な理由が認められる場合

(推進方策等)

第4条 部長等は、次に掲げる方法等により、審議会等への女性の積極的な登用を図るものとする。

- (1) 有識者委員については、登用目標の達成を目指し、女性の積極的な登用を図ること
- (2) 公募委員については、登用目標の達成を目指し、女性の積極的な登用を図ること
- (3) 委員に女性のいない審議会等にあつては、優先的に女性の登用を図ること

2 女性活躍推進統括監は、女性人材情報の整備等に努めるとともに、各部局等が行う委員の選考に際し、適切な情報の提供に努めるものとする。なお、部長等は、保有又は管理する情報を女性活躍推進統括監の求めに応じて提供するものとする。

(合議)

第5条 削 除

(推進計画)

第6条 一の審議会等の女性の委員の比率が40パーセントに満たない場合に当該審議会等の委員を任命しようとする部長等は、事前に女性活躍推進統括監に推進計画書(様式1)を提出し、協議するものとする。

(報告)

第7条 部長等は、毎年度当初の女性の委員の登用状況を様式2及び様式3により女性活躍推進統括監に報告するものとする。また、部長等は、女性活躍推進統括監の求めに応じて、適宜報告するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱で定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、女性活躍推進統括監が定める。

附 則
この要綱は、平成11年12月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成15年7月17日から施行する。

附 則
この要綱は、平成16年3月3日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成31年3月13日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年4月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表

政策企画局
総務部
防災部
地域振興部
環境生活部
健康福祉部
農林水産部
商工労働部
土木部
教育庁
警察本部
出納局
企業局
病院局
議会事務局
人事委員会事務局
監査委員事務局
労働委員会事務局

様式 1

審議会等への女性の参画推進計画書（協議用）

令和 年 月 日

女性活躍推進統括監 様

部 長 等

このことについて、次のとおり提出します。

審議会等の名称					
根拠法令等					
現在委員数	総数 名	うち女性 名	うち男性 名	女性の委員の割合 %	
改選年月日	令和 年 月 日 （任期 年）				
改選後予定委員数	総数 名	うち女性 名	うち男性 名	女性の委員の割合 %	
部目 とし標 ての値	R 年度末			令和 年 月 日	
	現状値	%		次期改選年月日	（任期 年）
	改選後の値	%			
○目標達成が困難な理由					

○目標値達成のために検討している具体的方策
(例：条例・要項改正、委員公募の実施等)

担当課・係名

課

係

(T e l

)

- ・根拠法令等及び委員名簿（現行及び改選予定）を添付すること

様式 3

審議会等への女性の参画推進状況報告書（個表）

令和 年 月 日

女性活躍推進統括監 様

部 長 等

このことについて、次のとおり報告します。

審議会等の名称				
根拠法令等				
現在委員数	総数 名	うち女性 名	うち男性 名	女性の委員の割合 %
次期改選年月日	令和 年 月 日（任期 年）			
次期改選後委員数 （予定）	総数 名	うち女性 名	うち男性 名	女性の委員の割合 %
令和 年度末 目標値				
目標値達成のための計画※				
担当課・係名	課 係 担当 T e l			

※要綱第3条の目標を満たさない場合は本欄を必ず記載すること。

記載に当たっては具体的方策（例：条例・要項改正、委員公募の実施等）を掲げること。

・根拠法令等及び委員名簿を添付すること